

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第56号 2020年12月3日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会

連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

第4回都市計画マスタープラン策定委員会開催 小金井市「市内の都市計画道路すべて計画的に進める」



「東京都が決めているから」では
市民の声はどうなるの

11月20日に開催された第4回都市計画マスタープラン策定委員会に、次期マスタープランのたたき台が提示されました。これには、都市計画道路の整備方針が示され、広域幹線道路については、「未整備部分を東京都に整備推進要望」。幹線道路については、「道路整備を計画的に進めます」「社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します」と記載されています。

(左下の表を参照)

委員から、「現道のない計画道路も、東京都はすべて必要として、進めようとしている。小金井市としての態度が問われている。一つ一つについて、市民が決める場が必要、これをマスタープランに書かないということ、都に丸投げになってしまう。」と意見がだされました。

事務局から「都市計画道路は整備を前提として決定されているので、このように記載するのが妥当」「市民アンケートでは否定的な意見も多かったが、肯定的な意見のポイン

トが高かったものもある。「優先整備路線は、必要性が高いということで指定されている」と述べ、優先整備2路線を含むすべての都市計画道路の事業化を求める姿勢を表明した。

事務局(都市計画課)は、東京都べつたりの姿勢を堅持し、市民アンケートで、優先整備2路線の事業化に否定的な意見が多かったにもかかわらず、肯定的な意見もあったと、片付けようとしています。市民の声を聞くという姿勢が感じられない市の対応でした。

住民監査請求署名への
ご協力ありがとうございました
武蔵小金井駅と東小金井駅で報告
12月16日武蔵小金井駅前

次期都市計画マスタープランたたき台から

<広域幹線道路の整備方針>

未整備部分の整備を都に要望

- 3・1・6号線【五日市街道】
- 3・2・2号線【東八道路】
- 3・4・7号線【新小金井街道】

都市計画マスタープラン策定委員会に示された資料から

3・4・1と3・4・11には、優先整備路線の部分も含む(都市計画課ヒアリング)

<幹線道路の整備方針>

道路整備を計画的に進める

- 3・4・1号線(三鷹国分寺線)【連雀通り(一部)】
- 3・4・3号線(新小金井貫井線)【連雀通り(一部)】
- 3・4・4号線(小金井日野駅線)【行幸通り】
- 3・4・8号線(新小金井久留米線)
- 3・4・9号線(東小金井駅北口線)【梶野通り】
- 3・4・10号線(東小金井駅南口線)【くりやま通り(一部)】
- 3・4・11号線(府中東小金井線)【東大通り】
- 3・4・12号線(多磨墓地小金井公園線)【緑中央通り(一部)】
- 3・4・14号線(小金井駅前原線)【小金井街道(一部)】
- 3・4・15号線(府中国分寺線)
- 3・4・16号線(東小金井駅北口東西線)【地藏通り(一部)】

「市民の会」のホームページ ⇒ [小金井道路市民の会](https://koganeiroad.jimdo.com/) <https://koganeiroad.jimdo.com/>

「市民の会」のフェイスブック ⇒ [都市計画道路を考える小金井市民の会](#)

小金井

道路計画の予算止めて

600人が住民監査請求

都市計画道路を考える小金井の会は11日、東京都監査委員に住民監査請求書を出しました。提出された請求書

には599人の記名・捺印があり、受け取った職員は「過去に例を見ない数」だと語りました。

怒り、関心で署名が続々

会は2016年に優先整備計画の第4次事業1号線と3・4・11号線化計画で都市計画決定

された、小金井3・4・11号線の見直しを進めている



約600人分の住民監査請求書を出した住民ら＝11日、新宿区

市民団体。今回は「3・4・11号線外に関するオプンハウス(説明会)などに、都が支出した1041万5489円について違法だとして請求に至りました。合わせて、今後の予算執行の中止も求めています。

住民監査請求書の署名は10月18日の集会を経て、2週間ほどで集まりました。「道路計画そのものに反対」という人ばかりではなく、周辺の自然を破壊する危険性があるとして「オオタカなど絶滅危惧種が、生息する貴重な生態系の宝庫である国分寺崖線を破壊してはならない」と環境保護の観点からも多くの賛同が寄せ

られています。提出後の記者会見で参加者は、この道路計画の決定には1962年(昭和37年)当時、①主務大臣の決裁が必要②内閣の許可が必要③官報の告示に主務大臣の承認が必要だったと指摘。しかし、同道路計画を決定する際の行政文書で3つの要件すべてを欠いているとして、道路計画の無効を訴えました。

住民の会の山本俊明さんは「国立公文書館でも道路計画決定に至る当時の有効な文書が存在しない」と強調。正当な手続きを踏まえず官報の乱発が起きたのではないかとの意見もあるといいます。

また会見に参加した阿部達さんは「最初70人や80人も集まればすごいね」と言っていました。しかし、始めると次々と署名が集まりました。それだけ市民の怒りや関心が高いということだそうです。

会見では今回の監査請求の結果を受けた行動についての質問も出され、会では「どのような結果が出たとしても、住民の皆さんの意見を十分に聞いて、その先の運動を進めていきたい」と述べています。

同道路計画は旧都市計画法に基づく計画。旧法は第二次世界大戦中にでき大臣決済と告示決定承認が必要で、改正された現在の法より手続きが簡素化されています。現行憲法で規定されている国民の財産権や幸福追求権の概念はありません。最高法規である憲法の上に都市計画法が位置付けられるのはおかしい」との住民の声も上がっています。

「東京民報」(11/22)



<前回以降の活動経過>

- 11月5日 第55回世話人会
- 11月11日 東京都監査事務局に住民監査請求書提出
- 11月16日・17日 住民監査請求報告宣伝行動(武蔵小金井駅・東小金井駅)
- 11月18日 品川29号線訴訟傍聴
- 11月20日 都市計画マスタープラン策定委員会
- 11月24日 東京外環道訴訟傍聴
- 11月27日 3・4・11関係住民の会世話人会
- 12月3日 第56回世話人会

<今後の日程>

- 12月13日 杉並133号線成田東を歩く会
- 1月7日 第57回世話人会
- 1月10日 多摩地区道路連絡会
- 1月31日 西東京防災講演会 14時
柳沢公民館 (講師: 中村八郎さん)

<都内の裁判>

- 12月8日 晴海選手村訴訟 15時103号法廷
- 12月15日 青梅街道IC訴訟 11時103号法廷
- 12月15日 十条西口再開発 13時30分
103号法廷
- 12月16日 品川29号線訴訟 13時30分
103号法廷

東京都が3・4・11号線の地質調査入札

11月24日、東京都は3・4・11号線の地質調査入札を開始。

1. 地質調査
 - ・ボーリング 4本 サンプルング 8本
 - ・現地での貫入試験 延べ68mのボーリングで60回
 - ・土質試験(土粒子密度試験、含水比試験等)
 - ・観測井戸設置
2. 解析調査
3. 報告書作成
 - ・期間は2021年3月20日まで
 - ・開札は12月17日